

事務連絡
平成30年8月21日

関係私立幼稚園設置者様

大阪府教育庁私学課長

平成30年度大阪府私立幼稚園経常費補助金の
配分要素等に係る提出書類等の準備について

平成30年度大阪府私立幼稚園経常費補助金の配分要素等に係る「財務状況改善要素」及び「情報公開調整」の取り扱いについては下記のとおり予定していますので、提出書類等の準備をお願いいたします。

記

1. 財務状況改善要素

(1) 提出書類《予定》

- ・今年度（平成30年度）から経営改善計画を策定・実施している園
 - ① 経営改善計画の送付状（様式は別途通知）
 - ② 経営改善計画書
- ・昨年度（平成29年度）に経営改善計画を策定し、今年度も引き続き実施している園
 - ① 経営改善に関する取り組み報告書の送付状（様式は別途通知）
 - ② 経営改善に関する取り組み報告書（平成29年度～平成30年度）

(2) 提出期限

- ・別途通知

(3) 補助の要件《予定》

- ・次の要件をいずれも満たしていること。
 - ① 事業活動収支差額比率 0%以下
※事業活動収支差額比率とは・・・基本金組入前当年度収支差額÷事業活動収入
 - ② 過去3年間、定員超過のない園
各年度において、5月1日現在の園児数（満3歳児を含む）に、5月2日以降に入園し1月始業日現在も在園している満3歳児実園児数を加えた数が、認可定員内であること。
 - ③ 第三者(公認会計士)による評価を受けた経営改善計画を策定し、その計画に基づき経営改善に取り組んでいること。

2. 情報公開調整

(1) 提出書類《予定》

- ① 大阪府私立幼稚園経常費補助金（情報公開調整）に係る情報公開の実施状況報告（様式は別途通知）
- ② 各公開情報についての印刷物（ホームページ掲載内容を印刷し、大阪府へ提出すること。）《予定》
- ③ 学校関係者評価委員会等の名簿《予定》

(2) 提出期限

- ・ 別途通知

(3) 補助の要件《予定》

- ・ 計算書類

各園の財務情報（貸借対照表、収支計算書、財産目録、事業報告書、監査報告書）を関係者以外にも広く一般に公開する体制を整え、かつホームページにも掲載していること。

- ・ 学校関係者評価

① 自己評価

各園の教職員が評価を行い、その結果を関係者以外にも広く一般に公開する体制を整え、かつホームページにも掲載していること。

② 学校関係者評価

保護者などの園関係者による評価（学校関係者評価）を行い、その結果を関係者以外にも広く一般に公開する体制を整え、かつホームページにも掲載していること。

※保護者アンケートの実施及び集計のみでは、関係者評価に該当しない。

(4) 留意事項

平成30年9月28日（金）までに各園のホームページに掲載がない場合、調整（減額）の対象となりますのでご注意ください。

参考：情報公開の実施状況

	H29 実施園 (対象 270 園中)	H28 実施園 (対象 304 園中)
計算書類	246 園	275 園
学校評価（自己評価）	255 園	288 園
学校評価（学校関係者評価）	224 園	253 園

問い合わせ先

大阪府教育庁私学課

幼稚園振興グループ 野田

TEL 06-6210-9273

学校評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）について

学校評価とは・・・

幼稚園において、幼児がより良い教育活動を享受できるよう、学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の保証と向上を図ることを目的に学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことです。学校評価とは、以下の3つの評価です。

- ・【自己評価】教職員が行う評価 （義務）
- ・【学校関係者評価】保護者、地域住民などが自己評価の結果について評価 （努力義務）
- ・【第三者評価】学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえ専門的視点から行う評価 （法令上の規定なし）

※【自己評価】【学校関係者評価】は経常費の情報公開調整の対象

学校評価にあたって・・・

文部科学省が「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」を策定しております。ガイドライン等を参考に実施してください。

- ・幼稚園における学校評価ガイドライン（文部科学省）

●経常費の情報公開調整の要件

自己評価：各園の教職員による評価結果を広く一般に公開する体制を整えていること

【評価のポイント】

- ・重点的に取り組むことが必要な学校評価の目標や計画
- ・その達成状況及び取組の適切さ等の評価結果の分析
- ・今後の改善方策
- ※ 取組年度が明記されていること
- ※ P D C A（Plan（目標設定）、Do（取組）、Check（達成状況の評価）、Action（改善））の内容がわかるように記載すること。

学校関係者評価：保護者、地域住民等による評価結果を広く一般に公開する体制を整えていること

【評価のポイント】

- ・自己評価の結果の内容が適切かどうか
- ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- ・重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目が適切かどうか
- ・学校運営の改善に向けた取組が適切かどうか
- ※ 取組年度が明記されていること
- ※ 保護者アンケートの実施及び集計のみでは、学校関係者評価に該当しないので注意

幼稚園のホームページの閲覧しやすい箇所へ平成30年9月28日（金）までに掲載し、年間を通じて掲載していること。

学校評価の経過・・・

幼稚園における学校評価については、平成 14 年 4 月に施行された幼稚園設置基準において、各幼稚園は、自己評価の実施とその結果の公表に努めるとともに、保護者等に対する情報提供について、積極的に行うこととされました。さらに、平成 19 年 6 月に学校教育法 42 条（幼稚園については、第 28 条により準用）、同年 10 月に学校教育法施行規則 66 条～第 68 条（幼稚園については、第 39 条により準用）の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられました。

学校教育法

第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

学校教育法施行規則

第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条までの規定は、幼稚園に準用する。

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。